

社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団  
特別養護老人ホーム明風園指定短期入所生活介護  
及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する特別養護老人ホーム明風園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護・要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」・「要支援者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム明風園
- (2) 所在地 前橋市亀泉町1-26

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 事務員 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 計画担当介護支援専門員 1名以上
- (5) 介護職員 30名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 嘱託医師（非常勤） 2名
- (9) 管理栄養士 1名以上
- (10) 調理員（業務委託）

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

(事業の内容)

第6条 提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認

- (5) 納食サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 短期入所を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通常の実施地域を超えて行う送迎の費用

- (2) 滞在に要する費用

- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) 理美容代

(5) その他短期入所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前項に定める費用の額は、管理者が別に定めるものとする。

4 第2項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎実施地域)

第7条の2 通常の送迎の実施地域は、前橋市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、短期入所の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

- (2) 機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。

- (3) 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。

- (4) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、短期入所を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、適切に対応しなければならない。

(身体拘束及びその他の行動の制限の原則禁止)

第10条 従業者は、事業の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 施設は、入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束等適正化検討委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めるものとする。

(虐待防止への取り組み)

第11条 施設は、入所者又は他の利用者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待防止に資するため従業者を教育するものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する

- (2) 従業者の教育は、職員研修として定期的に行う
  - (3) 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う
- 2 施設は、入所者に対する虐待を発見した場合、速やかに市町村等に通報し入所者の安全確保に努めるとともに、虐待防止策を講ずる。

(リスクマネジメント担当者の設置)

第12条 施設は、入所者又は他の利用者等の緊急時対応、個人情報の保護、自然災害、事故、感染症、身体拘束等、生活上想定される様々なリスクに対応するために、リスクマネジメント担当者を設置し、必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第13条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修を実施すると共に、必要な業務体制を整備するものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、従業者でなくなった後においても同様とする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第7条関係）

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（基本部分及び加算部分）

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

2. 食事自己負担額(保険外 日額)

第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額 (基準額は介護報酬の基準額を適用)			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1,540円	1,360円	650円	390円	300円

3. 居住費自己負担額（保険外 日額）

基準額 (第4段階)	介護保険負担限度認定証に記載されている額			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
855円	370円	370円	370円	0円

4 その他の費用

料金の種類		金額	備考
電気料（テレビ、パソコン等の持ち込み使用）		各300円／月	
通帳等（通帳・現金・年金証書）管理代		各20円／日	
特別な食事の提供	おやつ	60円／日	ご利用者のご希望による
	その他	実費	